

359 中央大学法学会討論会

〔『法学新報』第24卷3(273)号 大正3年3月1日〕

○中央大学法学会討論会 同会に於ては二月八日午後一時より校内第二十五号教室に於て松本博士司会の下に『株式会社の定款に別段の定めなきときは数年間引続き毎期の利益金を配当せず全部之を繰越金とすることを議決するを得るや又左の場合に於て法定積立金の積立を為さざることを得るや』の問題に付き懸賞討論会を開催したり当日は折悪しくも降雨にて沍寒甚しかりしに拘らず風雪を冒して来り会する熱心の士多く盛況を極めたり学生の討論終りて後松本博士は出題者として大略左の如き意見を發表せられ同しく五時散会したり受賞者は一等賞—前段積極後段消極—法二浅野松次郎君。二等賞—消極—法三浜口末喜君。三等賞—前段積極後段消極—法三福田市太郎君の三名なりき(委員報)

『本問は取急き之を提出したる為め題意委曲を尽さざりし感あるは深く諸君に謝する所なり本問前段中に於ける数年間なる文字は一見二様の意義を含むか如きも数年間とは予め無配当の議決を為すの意に非ずして事実上議決か反覆連続する場合を指すの意なりき前段の論点に付ては種種の学説あり断定決して容易ならざるも余は積極説を採る原則として一年にても数年にても可なりと信するなり而も強き反対説あることを

知らざるへからす其一二を紹介すれば全然無配当の議決を否認し一年にても非なりとするものあり此説は配当請求権は株主總會の議決に依りて生ずるにあらず株主總會は唯之を認定するに止まる即ち其額を定むるに過ぎすと称す我大審院の判例亦此種の見解を認むるに似たり即ち内容は不確定なるも確定し得べき債権存在すと解するか如し斯る見解は一概に斥け難きも独逸に於ては此の如き見解を採るもの更になし株主権の内容は一個なりや數個なりやは問題なるも株主権若くは其一部其ものと株主権に依り發生する配当請求債権とは自ら別個のものなりと解するを至当とす此見解を採るも独法に於ては尚二個の學説あり一は毎配当期に至れば当然配当要求權は發生し株主は唯其割前丈けを確定するに止るとの説をなすものなり然るに他は配当金の請求權は株主總會の議決を俟ちて初めて生ず故に株主總會は原則として配当に關し如何なる決議にても為し得べき權能あり則ち利益は之を繰越金とするも可なり配当金とするも可なりと云ふ此の兩説は殆んど賛否同数の觀あり吾人は日本法の解釈としては後の説を把持して創設説を採る又通説たるの実あり然れとも一轉して民法に至れば此種の解釈は反つて極めて少數のものにより維持せらるる獨法には決議に關して特別の規定あり株主總會に於て利益の配当を議決するに當り定款に別段の定めなきとき財産の評価を低価に見積り又は無用の繰越金を設けて株主の配当額を低減したる場合には二十分の一以上の株主の一致に依りて決議取消の訴を提起することを得蓋株主總會決議取消の訴に付き

は獨法は我法律と多少異なる明文上不当の決議は縱令法定款に反せずとも取消すことを得るものなるか故に獨法の解釈としては第一説が有力なるやも知れず即ち配当額が客觀的に總會の決議を俟たずして發生することあり得へし而して多數の學者は旧商法の下にては一人にても訴をなし得と解したりしも新商法は之を以て弊害ありとし二十名の株主を要すと定めたり我商法としては斯る取消權の規定なし故に仮に之を認むとせんか定款に定めなきときは一文の繰越金にても違法なりとの議論を為さざるへからざるに至る即ち決議の手續か違法なるに非ずして内容自体か違法なり故に何時にても確認訴訟に依りて決議無効の訴を提起し得べきことと爲る違法なりとせば定款に定むるも亦違法なりと論せざるへからす（仮に法定準備金として積立つるも亦違法なりと云はざるへからす）借問す此種の見解が現今の会社經濟に於ける商慣習に一致せりや否や我商法の解釈として取消の見解を採用し難きや論を俟たず又之を法理上より見るも株主總會は最高の意志機關なるか故に法令定款の範圍内に於いては當然何事をも定むることを得へし蓋取締役の調製する貸借対照表に依りて當然確定せる利益發生すとせば議案を提出せしめ總會の決議に付するの必要なるへし然るに商法は財産目録に記載すべき財産の種類は時価以下に見積り得るを認む夫れ既に内輪に見積ることとを許せる以上は其當否は株主總會にて之を査閲し訂正を為し得へしとするを穩當とす故に株主總會に提出前に於て不動の貸借対照表ありとは我法律上想像し難し此点亦獨法と異れ

り故に株主總會の配当決議を俟つて初めて配当を請求するの債権発生すと見るの外なし配当金の一部を繰越金と為すことを得とせば配当金の全部を繰越すことも亦可なるへしとの議論を生ず之に対し反対論を主張するには配当請求権は奪ふへからざる権利なりとの主張を要す配当請求権は株主總會に於て創設せらるとの見解を破壊せざる限り主張し難き議論なり所謂奪ふことを得ざる権利は会社の本質上又は法律の規定等に依るにあらざれば発生せざるへし又営利会社の精神よりするも永久無配当は不可とせんも一定の年間之を止むることは必しも其本質に反することなしと信す以上の理由よりして前段議決に関する見解としては積極説を可なりとす唯茲に注意すへきは無配当か数年に亘るときは弊害あることはなり消極説として本問前段を肯定するときは株式譲渡の自由と衝突すとの主張は至当の攻撃なり此点に関し積極説よりして却て株式の市場価額を増加するか故に株主は必しも苦しますとの弁解ありしも毎年分配を得ると得さるとは株主に取れて大なる利害の關係あり会社財産の評価を強て低く見積り又は繰越金を設けて無配当ならしめ以て少数の株主を圧迫し其株式の売却を余儀なからしめ遂に株式合併の端を生ずるなきを保せず若し株主總會が非常に不当なる手段を弄して少数株主の権利を侵害したりとせば如何にして之を救済すへきかの問題を生ずへし民法九十條に於ける公序良俗云々の規定は此場合に直に該當するものにあらず何となれば決議は法律行為に非ざればなり決議の効力は法律決議に効力を付与したる結果に

して所謂法律意思なり効果意思に非ず法律行為説を採るものは決議を以て共同行為なりと為せとも決議の中には單純なる謝意の發表の如きものありて意思表示なるも法律行為にあらざるものあり然れとも民法九十條は私法大原則の一の發現に過ぎざるか故に本問の議決にして若し事公序良俗に反する問題なるときは無効説も亦成立し得へし然れとも本問とは直接に相接觸する点なし」而して後段は積立を要するものと解すへし商法百九十四條を卒然一読すれば其反面解釈としては一部諸君の論したるか如く積立の必要なきことと為る然れとも同條に於ける「利益を配当する毎に」と云ふ字は斯く解すへきものにあらず文理解釈としては可なるへきも若し斯く解するときは公益規定たる法定準備金の根柢を破壊し会社存立の基礎を危うすへし必しも法定準備金をを要せず任意準備金にても可なりとの説あらんも任意準備金は之を他に填補すること自由なり然るに法定準備金なるときは資本に欠陥の生ずる場合の外之を填補流用することを得ず外国の立法は明文を以て此事を規定す明文なき我商法に於ても法定準備金の定を為せるよりして学理上爾か論断せざるを得ざるなり故に百九十四條は貸借対照表に現はるる利益は資本金額の四分の一に達する迄は每期必ず積立てざるへからずと云ふ規定なりと解すへし外国法も亦法定準備金純益より積立つへきことを定む此点は各国の法制皆軌を一にす各国と同しく準備金の法制を採用して単り我国のみ積立に関する法制を異にせりと解するは余りに文字の末に拘泥せる議論なり法定準備金に關しては

此等の点のみならず他の点に付きても我商法は明文を欠く随ひて学理の解釈により之を補充するの必要を生ず余は「利益を配当する毎に」なる文字は毎配当期と解し且其利益とは純益なりと解す故に先づ法定準備金を引き去り又重役賞与金を引き去りて後株主に配当すべき利益額を算出すべきものとす問題外なるも繰越金に対しては次年度に於ても又再ひ之を利益と為して準備金の積立を為すことを要するや此点独法に於ても問題なり文字論を採るものは何回にても積立金を為さざるへからすと云ふスタヴプの如き此論を主張するも多数の学説と実際は一回積立てたる時は再ひするの必要なしと論す我商法の下に於ても亦同一の見解を採用し得へし尤も反対論のあるべきことは予期し得れども其利益たるや之を配当すれば準備金の必要なきに単に繰越金として会社に存在せるか故に再三反覆して準備金を積立てざるへからすとは余りに権衡を欠く議論ならずや我国の実際を見るに多少区々に亘るも多数の実例は全部利益の二十分の一を積立て繰越利益に対しては再ひ準備金を積立てざるもの多し此点よりするも反対説か文字に拘泥して実際に適せざるを見るへし余の見解は各国の実例とも一致し条理上も亦正当なりと信す唯我法律に於ける文字の解釈としては多少支持に苦しまさることを得ざるは遺憾なりとす